

液化石油ガスの販売事業および保安機関認定に係る各種手続きについて

番号	手続き事項 変更等事由	販売事業				保安機関							備考		
		液化石油ガス販売事業登録申請書	液化石油ガス販売所等変更届書	液化石油ガス販売事業継承届書	業務主任者等選任(解任)届書	登録行政庁変更届書	保安機関認定申請書	保安機関認定更新申請書	保安機関承継届書	保安機関変更届書	一般消費者等の数の増加認可申請書	一般消費者等の数の減少届書		保安業務規程認可申請書	保安業務規程変更認可申請書
1	販売事業登録を受ける	◎			○										
2	保安機関認定を受ける					◎						◎			
3	社名・代表者の変更		○						○						
4	本社所在地の移転		○						○						
5	営業所(事業所)の新設		○		○				○	◎			◎		
6	営業所(事業所)の廃止		○						○		○		◎		
7	営業所(事業所)の名称変更		○												保安機関はFAX等でお知らせください
8	営業所(事業所)の移転		○						○				◎		都県を越えて移転する場合は事業所の新設・廃止扱い
9	営業所(事業所)の番地等の変更														FAX等でお知らせください
10	営業所(事業所)を廃止することで都県への登録・認定要件となる場合	※	○			○	※		○		○	※	○		※事前に移行先の行政庁で登録・認定を受ける
11	営業所(事業所)を新設・廃止することで局への登録・認定要件となる場合	◎			○	※	◎					◎	※	◎	※都県宛に提出
12	貯蔵施設の位置又は構造の変更(新設又は廃止を含む)		○												
13	保安業務の委託先の名称又はその事業所の所在地の変更(自社も含む)		○												
14	付保証明手続き先の変更		○												
15	業務主任者の選(解)任				○										
16	保安機関として認定を受けている保安業務区分を増やす						◎						◎		他の事業所で認定を受けている区分であれば番号17へ
17	保安機関として認定を受けている一般消費者等の数を増やす									◎			◎		
18	保安機関として認定を受けている一般消費者等の数を減らす										○		◎		
19	販売事業者又は保安機関を承継する ①事業の全部を譲渡する場合 ②合併する場合 ③相続する場合			○					○			※	◎	◎	※都県の認定を受けていた事業者が他県又は当局の認定事業者を承継する場合に限る

注◎・事前に登録・認定・認可を受けていないと業務ができない事項

○・変更等の事由があつてから届出する事項(原則1ヵ月以内には届出ること)